

食安輸発第0212002号
平成21年 2月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産ミニトマトの取扱いについて

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡により、別表8に掲げる輸出者から輸出されたものであって、かつ韓国政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されたものについては、E P Nに係る検査命令を免除しているところです。

今般、輸入時の検査命令において、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮ミニトマトから基準値を超えるフルキンコナゾールが検出されたことから、当該輸出者より輸出されるミニトマトにあつては、韓国政府が発行する残留農薬に係る証明書の受け入れを停止し、E P Nに係る検査命令を実施するようお願いします。

記

HAPPY TRADING CO.

<違反事例>

品 名：生鮮ミニトマト

輸 入 者：H & F インターナショナル 株式会社

輸 出 者：HAPPY TRADING CO.

届出数量及び重量：400 C/T、1,200 kg

検査結果：フルキンコナゾール 0.05ppm (基準値：0.01ppm)

届 出 先：福岡検疫所門司検疫所支所 (下関分室)